

平成25年度宅地建物取引主任者資格試験に関する公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による47都道府県知事  
それぞれに委任に係る平成25年度宅地建物取引主任者資格試験の次のとおり実施する  
平成25年6月7日  
東京都港区虎ノ門3丁目8番21号第33森ビル3階  
一般財団法人不動産適正取引推進機構  
理事長 板倉 英則

第1 試験の日時

平成25年10月20日(日)午後1時から午後3時まで  
ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習修了者」という。)が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を第6号に規定する登録講習修了者。以下「登録講習修了者1」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

第2 試験の内容

47都道府県で行う。試験会場は、受験申込みの受付の際、指定する。  
1 内容 おおむね次の事項について行う。  
(1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する事  
(2) 土地及び建物についての権利及び権限の変動に関する法令に関する事  
(3) 土地及び建物についての法令上の制限に関する事  
(4) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関する事  
(5) 宅地及び建物の評価に関する事  
(6) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事  
(7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事  
ただし、登録講習修了者については、前記(1)及び(5)に掲げる事項に関する問題を免除する。

第4 出題の方法及び出題数

平成25年4月1日現在施行されている法令  
2 試験の方法 四択択一式の筆記試験による。  
1 出題数 50問。ただし、登録講習修了者については、45問とする。  
2 受験申込書 年齢、性別、学歴等に関する事項を記載し、誰でも受験することができる。  
第5 試験申込書 ネットによる申込み  
第6 試験案内の掲載 平成25年7月1日(月)から同月16日(火)まで  
1 掲載期間 一般財団法人不動産適正取引推進機構(以下「機構」という。)ホームページ(<http://www.reitio.or.jp>)  
2 掲載場所 平成25年7月1日(月)午前9時30分から同月16日(火)午後9時59分まで

第7 申込期間

平成25年7月1日(月)から同年7月31日(水)まで  
2 申込方法 機構ホームページ(<http://www.reitio.or.jp>)に接続し、受験申込画面において必要事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習修了者番号及び修了番号等を含む。)を入力し、顔写真ファイル(機構が指定する形式のもの)とともに送信する。  
3 郵送による申込み  
1 受験申込書 配布  
2 配布期間 平成25年7月1日(月)から同年7月31日(水)まで  
3 申込場所 都道府県ごとに理事長が指定する場所  
4 提出書類 平成25年7月1日(月)から同年7月31日(水)まで(同日付までの消印が有効なものに限る。)

第7 受験手数料

7,000円  
1 受験手数料  
2 受験手数料  
3 受験手数料  
4 受験手数料

インターネットによる受験申込みの場合は、機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアから納入する(事務手数料は、本人負担とする。)振込用紙により、郵送による受験申込みの場合は、受験申込前に、所定の振替用紙又は銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担とする。)

平成25年12月4日(水) 合格者受験番号一覧を受験した都道府県ごとに理事長が指定する場所に掲示するとともに、合格証書を本人に送付する。  
第8 合格発表  
第9 長官が先 協力機関

Table with columns: 協 力 機 関 名 称, 電 話, 郵便番号, 所 在 地. Lists various organizations and their contact information across different prefectures.